

貴社テレビ報道番組に対する申し入れ

1月17日放映 「ニュースプラスワン」「今日の出来事」におけるゴビンダさん被告事件の報道について。

日本テレビ放送網株式会社殿

ニュースプラスワン制作責任者殿

今日の出来事制作責任者殿

無実のゴビンダさんを支える会事務局

私たちは、1997年3月に東京都渋谷区内で発生した強盗殺人とみられる事件で逮捕され、2000年4月14日、東京地裁で無罪判決を受け、その後、検察側控訴にもとづいて、2000年11月、二審東京高裁で有罪、無期懲役の判決を受け、現在最高裁に上告中のネパール人被告人、ゴビンダ・プラサド・マイナリ氏の支援をしている市民団体です。

私たちは、さまざまな状況や証拠から、この事件は冤罪であり、ゴビンダ・マイナリ氏は無実であると確信し、最高裁が公正な裁判によって、二審のずさんな有罪判決を取り消すことを求めて活動しています。

貴社は、さる2002年1月17日、貴社の報道番組、「ニュースプラスワン」の中で、また同日の「今日の出来事」の中で、それぞれ、このゴビンダ・マイナリ氏被告事件について報道しました。

私たちは、この2つの番組の中に、明らかに事実と異なる報道があったことを指摘せざるをえないことを、きわめて残念に思います。また、その誤った報道の結果、現在、いまだ裁判が進行中の被告人であるゴビンダ・マイナリ氏に対して、有罪の印象が形成される内容となっていたことに愕然としております。

もとより、私たちは、ゴビンダ・マイナリ氏が無罪であるという報道を期待している訳ではありません。客観的な事実であれば、氏に有利な事柄も、不利な事柄も、事実として正しく報道される限り、われわれが関知するところではありません。しかし、裁判に提出された証拠の評価に対して、明らかに誤った報道の結果、マイナリ氏が有罪であるという印象が形成されることは座視することができません。

また、これら二つの番組には、私たち、無実のゴビンダさんを支える会が撮影に協力した映像も含まれていたことから、結果としてゴビンダさんに対する誤った報道を手助けしたこととなり、その誤りを指摘さえしないとすれば、ゴビンダさんを支援しているとは到底言えないと考えます。したがって、貴社に対して、あらためて事実にもとづく、正確な報道を行っていただくよう、お願いの申し入れをする次第です。また、誤った、ずさんな

報道の結果が一人の人間、ひいてはそのご家族も含めて、多くの人々の人権を取り返しのつかないほど傷つけるものであることに、あらためて留意していただきたいと思います。

番組内の誤った報道については、すでにゴビンダさんの主任弁護人である神山啓史氏から、関係者のお一人に、指摘がなされていると伺っていますので、簡略に述べますが、2つの番組の中で、解釈や表現のあやなどという事のできない、明らかな間違いは、次の箇所です。

ニュースプラスワン

遺体発見は、3月19日、問題の体液も、この時、部屋で採取されました。検察側の鑑定で、この体液は10日ほど前に残されたものという結果が出ました。この結果にもとづくなら、ゴビンダ被告は3月9日頃に女性と会っていたこととなります。ところが、ゴビンダ被告の主張では会っていたのは2月28日。今回の場合、体液は汚れた環境の中に残っていました。そのため、厳密に残された時期を特定するのはむずかしいという意見も鑑定した側から付け加えられていました。この点に、弁護団が無罪を主張する根拠の一つを見つけ出します。あるいは20日程度前に残された体液なら、彼の証言とも矛盾しないというのです。しかし、現実にはあの部屋で体液が腐敗しないまま20日間も状態を保つというものはありえないというのが、鑑定した専門家の意見です。二審の東京高裁は、検察側の主張を支持する判断を下し、逆転有罪を言い渡しました。

今日の出来事

有罪の最大の根拠は、現場に残っていた被告の体液だった。ゴビンダ被告は、事件当日ではなく、1週間余り前に、その女性と関係をもった時に残ったものだと主張した。しかし検察側は、体液は犯行当日前後のものだという鑑定結果を提出、二審もこれを支持した。

これらは、いずれも、検察側鑑定、すなわち帝京大学講師、押尾茂氏による、現場に遺留されていた精液に対する鑑定結果について、破棄されてから10日間程度経過したものである、という鑑定結果であったと断じています。しかし、一審、二審判決ともに、押尾鑑定が、10日間経過したものであるという結果を出したとは判示していません。

押尾鑑定の結果は、ゴビンダさんを有罪とした控訴審判決から引用しても、「10日経過後において、頭部と尾部が分離した精子の割合は30パーセントから40パーセントであったが、20日経過後においては、それが60パーセントから80パーセントであった、これに対して、精子頭部の形状は、10日後でも全てははっきりしていたが、20日後には崩壊しているものが多く見られた。」というものです。

ここからは、本件精液が破棄されてから10日程度経過したものである、という結論は一切導かれていないことは明かです。押尾氏は、意見書の中で、実験は清潔な水の中で行ったが、現場のトイレは不潔であったために、実験では20日程度かかった尾部の消滅が、現場のトイレでは10日程度で起こったとしても、矛盾はない、という意見を述べているに過ぎません。したがって、一審判決では、明確に

「押尾自身も、『ある一定時間放置すると精子の頭部と尾部が分離することははっきりしているが、日数が何日でどうなるかというのは、それぞれの置かれた条件によって異なるので、それは分からないというのが正確なところである。』と供述するに至っている。(中略)したがって、押尾意見だけを根拠として、本件精液が採取日から10日前後経過していると断定するには大いに疑問が残り、この点の認定には、他の証拠との対比、検討が必要であると考えざるを得ない。」と判示しており、また、被告人を有罪とした二審判決ですら、押尾鑑定そのものについては、

「本件精液の置かれていた便器の水の環境(前年10月に退去したネパール人PとミトコンドリアDNA型が一致する者の陰毛がティッシュペーパーと共に滞留水の中に残っていたことは、相当期間水が流されていなかったことを窺わせる。)と、右実験におけるサンプルの精液がおかれた精製水中の環境との大きな相違にかんがみると、この両者の各精子の崩壊変化の状況を単純に比較して、前者の経過時間を推定で割り出すことはできない」と判示しています。二審判決は、ここから、「便器内に放置されてから10日間程度経過したものであったとしても、右実験結果と矛盾しないとする押尾鑑定意見は、相当なものとして受け容れることができる。」という結論を導いていますが、いずれにしても、貴社の2つの番組で言われたように、押尾鑑定は、10日間経過という結果を出してはならず、一審判決は押尾鑑定を採用しなかったが、二審がこれを採用したという報道が誤りであることは明らかです。

また、

「厳密に残された時期を特定するのはむずかしいという意見も鑑定した側から付け加えられていました。この点に、弁護団が無罪を主張する根拠の一つを見つけ出します」というニュースプラスワンでの報道は、論理的にもまったく成り立ち得ないことは、明かです。なぜなら、押尾意見書は、不潔な水ならば、劣化が早く進む可能性がある、とは述べていますが、不潔な水のほうが劣化が遅くなるとは一切述べていません。したがって、弁護団が、現場の水が汚れていたことを理由として、10日ではなく20日たっていた可能性が

ある、と主張することなど論理的にありえないし、また現に弁護団はそのような無意味な主張などしていません。

私たちは、事実在即した部分についてのみ、貴社の2つの報道における誤りを指摘します。そして、この誤りは、そこから必然的に、事実ではないことをもとに、ゴビンダさんが有罪であるという心証を形成させるものであることは、説明するまでもないと思います。貴社においては、一人の人間の名誉と人生がかかった重罪事件の裁判報道において、こうした誤った報道を行うことによって、直接に被告人の人権が侵害され、名誉をはなはだしく傷つけられるという事実を真摯に受け止め、今後の報道の中で、正して行かれるように、申し入れるものです。

なお、この文書は、当会のホームページに掲載いたします。

<http://www.jca.apc.org/~grillo/>

2002年2月26日

無実のゴビンダさんを支える会

共同代表

高橋 徹

中谷 功

蓮見 順子

連絡先

(株)現代人文社 気付

〒160-0016 東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201

電話 03-5379-0307 FAX 03-5379-5388